区のおしらせ No.437

昭和50年4月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

明るい選挙作品コンクール入選作品

この一票　選ぶ力がくらしを守る

都知事選挙
4月13日(日)
区議・区長選挙
4月27日(日)

投票時間　午前7時→午後6時

(届きましたか?入場券)

都知事選挙、区議会議員・区長選挙の「投票所入場券」は届きましたか。

この入場券は都知事選挙、区議会議員・区長選挙の二回に使用しますから大切に保管してください。

もし入場券が届いていないときは、選挙管理委員会に連絡してもらうか、選挙当日印かんを持って直接投票所にきて投票してください。

(各家庭に一部　選挙公報)

都知事選挙の選挙公報は、四月九日までに各家庭に一部ずつ配布します。

もし九日までに届かないときは選挙管理委員会まで連絡してください。お届けします。

なお、各出張所にもおいてあります。

投票所一覧や不在者投票などについては四ページにあります。

新年度予算の内容

103億2465万円

総額一〇三億二、四六五万円にのぼる昭和五十年度の予算が、三月の第一回区議会定例会で議決されました。

こんどの予算編成に当たっては経常経費をできるだけ節減し、厳しい経済情勢下におかれた区民生活に対し、その安定と福祉の増進をはかると共に、社会的に恵まれないひとへの施設の充実に重点が置かれています。また、保健所など都からの移管業務の経費も大きな部分を占めています。

新年度予算の主な内容をご紹介します。

社会福祉の向上

老人福祉センターの開設　三、七〇七万円

神田神保町二―二〇に建設中の老人福祉センターが完成し、四月に開館しますが、その為の管理・運営経費です。（老人福祉センターの内容は五ページに）

老人福祉手当の支給年齢を引下げます。　一、八〇二万円

六十五才以上で六か月以上寝たきりの老人に支給されていますが、これを区独自で六十才以上で三か月以上寝たきりのひとに支給するようにします。

ひとり暮し老人等の世帯を対象に畳の表替えを実施　一一七万円

ひとり暮し老人宅の電話料金補助　一六七万円

老人に無料入浴券　二、一二五万円

昨年から七十歳以上の老人全員に公衆浴場の無料入浴券を交付してきましたが、これを六十五歳までひろげ、交付枚数も年間五十二枚から六十枚に増やします。

老人クラブ懇親旅行の助成　四八〇万円

箱根千代田荘での懇親旅行会に対する助成金を、一団体について十万円増額します。

飯田橋保育園の建設　二億二、七六七万円

飯田橋三丁目に建設を進めている保育園の、第二年次分の建設費。

区民生活の向上

保健所業務の移管関係　一億六、一八八万円

都の事務事業の移管によって、四月から麹町・神田両保健所が区に移管され、保健所の業務を区が直接行なうことになります。

公害健康被害補償の実施　五、三四六万円

昨年十一月、千代田区が公害健康被害補償法の適用地に指定され、区在住・在勤者が補償の対象となりました。

窓口サービスの向上　一、七九九万円

①戸籍課窓口に電光掲示板設置

戸籍謄抄本の交付申請を受ける際、窓口で待っている人のために、電光掲示板を設け順番を知らせるものです。

②印鑑登録事務の改善

印鑑登録の方法を改善し、印鑑登録をしたひとには印鑑手帳を交付し、印鑑証明の交付申請のときは、印鑑を持参せずにこの手帳を示すだけで交付が受けられるようになります。

区民保養所の建設に関する調査　七〇万円

現在、箱根の強羅にある「千代田荘」のほかに、新たに保養所を新設する為の調査をします。

区民会館の改修　四四八万円

番町区民会館ほかの内部改修経費

中小企業の振興

商工融資事業五億九、二〇〇万円

- 営業資金　三億四、〇〇〇万円
- 設備資金　一億六、〇〇〇万円
- 独立開業資金　一、〇〇〇万円
- 勤労者生活資金　七〇〇万円
- 小規模企業特別融資　七、五〇〇万円

従業員五人以下の小規模経営者に対し一〇〇万円を限度として区が融資のあっせんをします。

生活環境の整備

街路の緑化……一、四〇一万円

緑地帯の設置・街路樹の新設

公園・児童遊園の整備　一、二四〇万円

再開発事業の指導育成　六一〇万円

千代田のさくらまつり実施経費　六五九万円

これまで千代田まつりの諸行事は毎年秋に集中して行なわれていましたが、区内の各連合町会や区商連・区工団連等が中心となって検討を重ねた結果、桜の時期に千代田区の名物となるものを企画しようと実現の運びとなったもの。

桜の満開の頃をねらって、四月五日から三日間、靖国神社境内の特設ステージでブラスバンドの演奏をはじめ数々の演芸を行なうほか、千鳥ヶ淵ボート場沿いの通りを交通止めして、お花見天国にします。

日本橋川のユスリ蚊駆除　二七二万円

最近、神田川沿いの各区の住民からユスリ蚊発生の苦情が多く当区でも被害を訴える件数が増えています。五十年度からこれの対策として年四回幼虫駆除を実施します。

ごみ減量運動の促進　五八万円

昨年七月から、ゴミ減量運動の一環として、区内二十数町会が参加し町ぐるみの有価物回収運動が行なわれています。この運動の持続をはかって参加町会に対して区が助成をします。

公害測定器の整備　二四一万円

防災対策

消火器の増設　八三〇万円

初期消火用の消火器を一昨年区内全域に設置しましたが、更にこれを三〇〇本増設します。

備蓄物品・備蓄所の整備　一、一九五万円

非常災害に備えて救援物資を備えた備蓄所が現在十七か所ありますが、更に二か所増設し、物資の増強・充実をはかります。

防災意識の啓発・普及　一〇〇万円

防災のしおり二万部、防災の手引き五千部を作製・配布します。

教育の振興

小学校に自動うがい器を設置　七一万円

大気汚染による疾患を防ぐため四十九年度に三校にテストケースとして設置しましたが、五十年度は残り十一校に設置します。

プール循環設備工事の設置　一、三五六万円

小学校のプールに循環装置を設けるもので、五十年度は富士見千桜の二校を予定しています。

奨学資金の限度額引上げ　一五万円

都内の高校に在学中のひとが対象ですが、月額六千円を八千円に引上げ、入学の際の準備金も五万円から七万円に増額します。

教育百年史の編さん準備　一〇〇万円

社会教育会館の建設に関する調査　二〇万円

区民から要望の高い社会教育会館の建設について、基本的な調査を行います。

心身障害児の訪問学級　二〇万円

在宅心身障害児を小学校の教員が直接訪問し、家庭で教育を行います。

特別区制度の改正（最終回）

区役所といえば今でも「戸籍や印鑑証明」を思い起こすひとが多いようです。しかしそれは昔の話現在では、社会福祉・教育関係など、住民に身近な窓口として区の行なう仕事の分野は、「戸籍・印鑑証明」の時代から比べてはるかにひろがっています。

これに加えて四月一日からは、これまでの特別区の制度が大きく変わり、つぎのような仕事が都から移管され、区の新たな仕事になりました。

保健衛生関係

麹町・神田両保健所が行なっている事務のほとんど全部を区が処理することとなり、こんどの移管事務の中心です。

社会福祉関係

1 敬老金・敬老パッジの支給
2 婦人福祉資金の貸付
3 老人相談員の設置
4 生活保護家庭に対する出産祝品の贈呈

土木・建築関係

1 道路・公園などの都市施設について、一定規模のものに対して市なみの都市計画の決定ができるようになりました。
2 建築確認範囲が拡大され、床面積延五千平方㍍までの建物の確認は、区の建築主事が行います。
3 都市公園の設置・管理

これらの仕事を処理する上で必要な財源を確保する為、財政のしくみも改められましたが、まだ十分とはいえず、財源の問題については、今後に残された課題となっています。

ともあれ、四月二十七日には、二十四年ぶりに区長の選挙が行なわれます。身近な仕事の多くが区に移管されたことと相まって、区民が直接選んだ区長のもとで、名実ともに新しい千代田区が出発することになります。

区役所内の窓口が一部移動します

四月一日から、都の事務事業の移管によって区の組織が変わり、これに伴って区役所内で一部事務室の移転が行われました。このため窓口によっては、移動したところもあり、来庁される区民の方にご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。

教育委員会委員を任命

教育委員会委員に塚本積子氏と池田一氏が区議会の同意を得て三月二十六日任命されました。

第一回区議会定例会

三月三日から開かれた第一回区議会定例会は、新年度予算や事務事業移管にかかわる議案のほか区民から出された陳情・請願などを審議し三月二十八日閉会しました。

議決された主な議案

▽昭和五十年度一般会計予算
総額　一〇三億二、四六五万円
▽昭和五十年度国民健康保険事業会計予算
総額　九億三、〇二九万円
▽区立千代田荘条例の一部改正
▽区奨学資金に関する条例の一部改正
▽区応急資金貸付条例の一部改正
▽老人福祉手当条例の一部改正
▽区議会・区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
▽区長の選挙における立合演説会の開催に関する条例
▽区敬老金支給に関する条例
▽区婦人福祉資金貸付条例
▽区立老人福祉センター条例
▽大気汚染障害者認定審査会条例

都知事選挙●四月十三日(日)
区議・区長選挙●四月二十七日(日)
投票時間は午前七時から午後六時まで

投票できるひと

都知事選挙

●昭和三十年四月十四日までに生まれて、昭和四十九年十二月十七日までに千代田区に転入届を出して引続き住んでいるひと

●十二月一八日以後都内で移動したひとは、住民票の写しがあれば前住地で投票できます。〔昭和四十九年十二月十八日以後都内のA区(市町村)から都内のB区(市町村)に移動したときは、前住地のA区で投票します〕

ただし、住所移転は一回限りです。

区議会議員・区長選挙

●昭和三十年四月二十八日までに生まれて、昭和五十年一月十五日までに千代田区に転入届を出して引続き住んでいるひと

●投票日前日であっても、千代田区外に住所を移したときは投票できません。

不在者投票お早目に

出張や旅行などで投票日にどうしても投票できないひとのための不在者投票は、都知事選挙が四月十二日まで、区議・区長選挙が四月十七日から二十六日までに印かんと入場券（入場券が届いていないひとは印かんだけ）を持って、区役所三階の選挙管理委員会へおいでください。

時間は、午前八時三十分から午後五時までです。

投票日が近くなると混み合いますから、早めに済ませましょう。

区議・区長選挙に公営掲示場 立会演説会〈区長選〉

区議・区長選挙でも、今回の選挙から、「公営ポスター掲示場」が設置され、区長選挙では「立会演説会」も開催されます。

公営ポスター掲示場

公営ポスター掲示場は、区内十七か所の投票所の入口に四月十七日から投票日まで設置されます。

区長選挙立会演説会

立会演説会は、候補者の政見・人柄などを知るよい機会です。

とき	4月23日(水)	4月24日(木)
時間	午後7時から	
ところ	九段小学校	神田小学校

●投票所一覧表

投票区	投票所名	区域
1	番町出張所 丸の内分室	大手町1・2丁目・丸の内1.2.3丁目・有楽町1.2丁目 内幸町1.2丁目・日比谷公園・皇居外苑
2	永田町小学校	永田町1.2丁目・平河町1.2丁目・隼町・霞が関1.2.3丁目
3	麹町小学校	麹町1.2.3.4丁目・紀尾井町(1～5番地)・一番町・二番町
4	九段小学校	三番町・四番町・九段南2.3.4丁目・九段北2.3.4丁目・九段北1丁目(15番)
5	富士見小学校	飯田橋1.2.3.4丁目・富士見1.2丁目・九段北1丁目8.9.10.12番(8号～19号)
6	千代田区役所	千代田・九段南1丁目・九段北1丁目1.2.3.4.5.6.7.11.12番（1号～7号・20号～30号）13.14番・北の丸公園・大手町1丁目(気象庁官舎)・一ツ橋1丁目
7	西神田小学校	三崎町1.2.3丁目・西神田1.2.3丁目・神保町2丁目(偶数番地)・神保町3丁目
8	錦華小学校	駿河台1.2丁目・猿楽町1.2丁目・神保町1丁目・一ツ橋2丁目 神保町2丁目(奇数番地)
9	小川小学校	駿河台3.4丁目・小川町1.2.3丁目・錦町1.2.3丁目
10	淡路小学校	須田町1丁目・淡路町1.2丁目
11	神田小学校	鍛冶町3丁目・多町2丁目・司町2丁目・美土代町・内神田1.2.3丁目
12	今川中学校	鍛冶町1.2丁目・紺屋町・富山町・北乗物町・西福田町・美倉町・東紺屋町
13	千桜小学校	須田町2丁目・神田岩本町・東松下町
14	今川小学校	東神田1.2丁目・岩本町1.2.3丁目
15	佐久間小学校	神田平河町・和泉町・松永町・練塀町・花岡町・佐久間町1.2.3.4丁目 佐久間河岸・東神田3丁目・相生町
16	芳林小学校	外神田1.2.3.4.5.6丁目
17	番町小学校	麹町5.6丁目・紀尾井町(6.7番地)・五番町・六番町

老人福祉センター開館

神田神保町2－20●管理事務所　☎265－3981

開館時間／午前9時～午後5時

おとしよりのいこいの場、健康増進・教養向上の場として建設が進められていた老人福祉センターは、三月二十八日に落成式が行われ四月四日に開館しました。気軽にご利用ください。

老人福祉センターの施設などについては何回かお知らせしてきましたが、今回は利用方法などについてお知らせします。

集会室▶

浴　室▼

●利用方法

老人福祉センターは、区内に住む六十歳以上のひとなら、だれでも無料で利用できます。

利用方法には、個人利用と団体利用があります。

個人利用

区内に住む六十歳以上のひと全員に区から「センター使用証」を郵送しますので、利用するときは使用証を一階管理事務所の窓口に見せて利用してください。なお、センター使用証が届くまでの間は使用証がなくても利用できます。

団体利用

団体で利用するときは、あらかじめ管理事務所に電話などで連絡してから申込んでください。

開館時間

午前九時から午後五時まで

休館日　日曜日・祝日

ただし、第一日曜日と第三日曜日は開館し、翌日が休館日になります。敬老の日は開館します。

定　員　三〇〇人

料　金　無料

●施設の内容

集会室（四階）和室五十六畳

ステージと控室があり、みなさんのいこいの場となるとともに各種の行事や集会に利用できます。

娯楽室（五階）和室三十八・五畳

碁盤・将棋盤がそれぞれ十五組あり、いこいの場、娯楽の場として利用してください。

談話室（二階）

応接セットを備えたロビー風の談話室です。新聞、雑誌、書籍、カラーテレビなどもそろっています。

浴　室（二階）

男女別の浴室があり、脱衣室には自動あんま機が備えてあります。

入浴時間は、午前十一時から午後四時までです。なお、機器類の調整などのため四月十五日ごろから利用していただきます。

売店・食事室（三階）

売店では日用品、菓子、パン、牛乳などを売っています。

食事室にはテーブル、イス、お茶器などがあり持参のお弁当などで食事ができます。

会議室（七階）

老人クラブや各種サークルなどが会議などを開くときに利用してください。

そのほか講習室・工作室（六階）、授産室（五階）、機能回復訓練室（三階）、相談室・療浴室（一階）などがあり、つぎのようなことを行ないますが、くわしいことはそのつどお知らせします。

- ●各種相談（健康、生活、就労）
- ●機能回復訓練
- ●各種講習・講座（趣味の教室、教養講座など）
- ●手芸や工作
- ●映画や演芸などの催物
- ●内職のあっせん。
- ●ねたきり老人の療浴
- ●福祉電話訪問

老人福祉センターについての問合せは

管理事務所（1階）

☎ 265-3981へ

区民の保養所千代田荘

5月分から申込方法などを改善

箱根の千代田荘は、区民のみなさんの保養所として親しまれていますが、申込みが大変多いのが現状です。

また、利用者のみなさんからも申込方法や料理内容の改善について多くの意見が出されていました。

そこで、五月の利用分から申込方法の一部と利用料金をつぎのように変更します。

第一・第二土曜日は一人二室まで

多くの区民のみなさんに利用してもらうため、申込みの多い土曜日のうち、毎月第一土曜日と第二土曜日の申込みは、一人二室（八名）までに制限します。

利用料金の納入は十日前までに

抽せんで利用日を予約したひとは、利用する十日前までに利用料金を納めてください。

十日前までに利用料金が納入されない場合は、申込みは無効になります。空室がある場合は利用日の二日前まで申込みを受付けます。（申込みは区役所三階の区民課へ）

利用料金は一泊一、四〇〇円に

千代田荘の利用料金は昭和四十四年の開館以来施設の使用料が四〇〇円、賄料が四五〇円でした。

しかし、四五〇円の賄料では、物価が年々上昇したため、利用するひとから〝品質が落ちた〟などの意見があり、特別料理の注文も多くなりました。

そこで、料理の内容を高め区民のみなさんに満足していただける食事をしていただくために賄料だけを一、〇〇〇円に値上げし（施設の使用料は据置き）一泊二食付で一、四〇〇円になります。

また、いままであった特別料理は廃止します。

新料金（三歳以下は無料）

大人（十二歳以上）一、四〇〇円

小人（四～十一歳）一、二〇〇円

くわしいことは、区民課区民係へ

区民会館の開館時間を延長

★★★一部の施設は一般の人の利用も★★★

区民会館の各施設は、それぞれの目的に応じて利用できるひとが決められています。

しかし、各施設とも利用率が高く時間延長や決められたひと以外でも利用させてほしいという声が多くあり、つぎのように開館時間を延長し、老人娯楽室と商工青少年ホールは一般のひとも利用できるようになりました。

なお、休館日・申込方法などの変更はありません。

利用時間の延長された施設

区民集会室・婦人集会室・婦人教養実習室は午前九時から午後十時まで（従来は午前九時～午後九時）利用できます。ただし、丸の内区民集会室は従来どおり午後九時までです。

商工青少年ホールも平日一時間、日曜日は五時間延長して、平日は午後一時、日曜日は午前九時から午後十時まで利用できます。

一般のひとも利用できる施設

老人娯楽室

老人娯楽室の利用時間は午前九時から午後五時までですが、午後五時三十分から午後十時までは、区内に住んでいるひとに限り集会や会議に利用できます。

商工青少年ホール

商工青少年ホールは、従来使用していなかった午前九時から午後零時三十分まで（日曜日は除く）を、区内に住んでいるひとが利用できます。

申込み方法は利用する前日までに各出張所に申込んでください。

くわしいことは、各出張所へ。

4月の休日診療当番医

6日	神田司町クリニック	司町2-21 第3東和ビル	☎295-2513
	日比谷医院	内幸町1-3-2	☎502-7231
13日	片桐医院	東神田2-6-5	☎866-8466
	東京警察病院	富士見2-10-41	☎263-1371
20日	鈴木医院	鍛冶町2-8-5	☎256-0607
	山梨医院	九段北1-7-7	☎261-2809
27日	岩本町診療所	岩本町3-4-1	☎851-8643
	柳下医院	平河町1-7-4	☎261-1261
29日	大塩医院	淡路町2-6	☎251-6878
	五味医院	麹町1-7	☎261-6580

- 診療時間は午前9時から午後5時までです。
- 健康保険証は必ずお持ちください。
- 休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

青果物消費者サービスデー
4月17日(木)
青いノボリのある八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
4月22日(火)
黄いノボリのある肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
4月9日(水)・23日(水)
濃紺のノボリのある魚屋さんで

消費生活専用苦情電話
262－9669
5時すぎ、日・祝日もどうぞ

特別弔慰金の請求は 5月28日 までに

戦没者の遺族に対する特別弔慰金（三万円国債、十年償還）の請求は、昭和四十七年の法律改正により、五月二十八日までになっています。

これは、弔慰金（五万円国債）を受けている遺族のひとの中で、遺族年金などを受けていないひとと、昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に遺族年金などを受けていたひとが死亡して遺族年金を受ける権利の失くなった遺族のひとが該当します。

該当するひとは厚生部福祉課厚生係まで問合せてください。

年金保険料　忘れずに納めましょう

国民年金保険料昭和五十年度第一期分（四・五・六月分）の納付書を送付しましたが、届きましたか。将来、年金を受けるために忘れずに納めてください。

保険料の納入に便利な口座振替制度もあります。ぜひ、ご利用ください。

手帳や領収書は大切に

年金手帳や領収書をしまっておくのに便利な〝ビニール袋〟を国民年金に加入しているひと全員に三月中旬に郵送しました。

年金手帳や領収書は、年金を受けるときに必要なものです。大切に取っておきましょう。

ビニール袋は、各出張所にもおいてありますのでご利用ください。

国民年金についての問合せは、国民年金課へどうぞ。

麹町地区こども会

とき　四月十六日（水）午後二時から

ところ　番町区民会館

いまが春です　千鳥ケ淵ボート場

千鳥ケ淵ボート場は、いまが春の盛りです。

家族そろってボートに乗りながらのお花見はいかがでしょうか。

営業時間　午前九時三十分～午後五時二十分

料　金（三十分）

三人乗　六〇〇円

二人乗　五〇〇円

都心に残された数少ない自然環境を大切にして、草花を折ったり紙くずを散らかさないようにしましょう。

やまべつり大会

とき　五月十一日（日）

ところ　静岡県葉梨川（都合により変更することがあります）

募集人員　一〇〇名（先着順）

参加資格　区内在住・在勤者

参加費用　二、〇〇〇円（昼食、入漁料は自己負担）

集　合　午前五時五〇分秋葉原駅西口　六時出発

申込み　四月三十日（水）までに教育委員会社会教育課体育係へ申込んでください。

固定資産税第一期分　納期は四月三十日

固定資産税の納税通知書は、四月十日ごろまでにお送りします。

第一期分は四月三十日までに銀行や郵便局などで納めてください。

固定資産税も銀行などの預金口座から自動的に払込む口座振替制度があります。また、郵便局以外の金融機関や都税事務所でまとめて前納すると、その場で報奨金がもらえます。

くわしいことは、千代田都税事務所（内神田二―一―十二☎二五二―七一四一）へ

もし火災がおこったら

五分間で来ると思うな消防車

消防車がくるまでに数分間はかかります。その間が初期消火の時間です。

児童館だより（四月）

●神田児童館

映画会　「ゆかいなピエロとにげだした六匹の熊」四月十二日（土）午後二時から

●西神田児童館

今月は二つの球技大会があります

ドッヂボール大会　四月十五日（土）

卓球大会　四月二十六日（土）

くわしいことは児童館へ

●富士見児童館

四月から新しい入館券をつくりましたから、必ず受付によってください。みんなで一年間なかよく遊びましょう。

映画会　「トムソーヤの冒険」四月十二日（土）　午後二時から

四月の野外こども会

十七日　西神田公園　芳林（児）

十八日　錦華公園　築土神社

二十二日　心法寺（児）平河町（児）

二十三日　東郷公園　富士見出張所ピロティー

二十四日　淡路公園

二十五日　神田公園

時間は、いずれの会場も午後二時から、雨天、強風のときは中止。

交通災害共済制度★★★★★★★★
二口まで加入できます

交通災害共済制度は、交通事故によって被害を受けたひとを救済するために設けられた制度です。事故にあわれたひとに他の保険とは関係なく見舞金が支給されます。

四月一日から、一人で二口まで加入できるようになり、見舞金の額も六十万円から一〇〇万円と大幅に増額されました。

万一に備え、安いかけ金と、かんたんな手続きで加入できる交通災害共済制度に、ぜひ、ご家族そろって加入されることを、おすすめします。

加入できるひと

東京都二十三区内に住んでいるひとなら、だれでも加入できます。

かけ金

一口につき年額三〇〇円です。一人二口まで加入できます。

対象となる事故

自動車、オートバイ、自転車、電車、地下鉄、ロープウェイ、船、飛行機などあらゆる交通機関による事故が対象になります。

見舞金

死亡一〇〇万円、けがの場合はその程度により五、〇〇〇円から一〇〇万円

見舞金の請求

事故にあったら、早めにつぎの書類と印鑑をもって交通災害共済窓口(区役所三階)に申出てください。

・警察の交通事故証明書
・医師の診断書(7日未満のけがで警察の交通事故証明書のあるときは不要)
・住民票の写し
・代理人が請求するときは、委任状

加入方法

区役所や出張所にある「加入者証発行機」に三〇〇円を入れると用紙が出ます。それに必要事項を記入して、加入機に投入すれば手続き、完了です。

問合せ

くわしいことは交通災害共済制度窓口へ(区役所三階内線五二八)

無利子の応急資金
申込みが簡単に

区には、結婚や出生、疾病や生活必需品の構入などで急にお金が必要になったときに無利子で資金をお貸しする応急資金の制度があります。

いままでこの資金を借りるときには一名の保証人が必要でしたが、四月からは保証人が不要になり申込みが簡単になりました。

この応急資金は、申込んでから十日間ぐらいで借りられます。

貸付限度額　十万円(火災・地震・交通事故によるときは、二十万円)

利　子　無利子

返済期間　貸付けを受けた翌月から六か月据置いて二十か月の分割払い(災害の場合は四十か月)

借りられるひと

区内に三か月以上住んでいて独立の生計を営んでいる世帯主(生活保護世帯は除きます。)

申込み・問合せ　福祉課厚生係

有利な条件の生業資金

個人で営業しているひとや、これから事業を始めたいというひとで、資金が足りないという時に安い利子で利用できる「生業資金」という制度があります。

この「生業資金」は五十万円まで借りることができ、利子は年三・六五%。また、区長が特に必要と認めたときは六十万円まで借ることができます。

貸付条件は千代田区内に一年以上住んでいるひとで、連帯保証人が一人などとなっています。

返済方法は、貸付けを受けた翌日から六か月据置き、それから五十四か月の分割払いと、たいへん有利になっています。

くわしいことは福祉課厚生係まで問合せてください。

住居表示実施ずみの地区での新・増・改築は住居表示課へ届出を

すでに住居表示を実施した地域では、建物ごとに住居番号がつけてあります。

この地域内で建物を新・増・改築などのため玄関などの主な出入口の位置がかわるような場合、はじめにつけた住居番号が変わることがあります。

古い建物の住居番号をそのまま使ったり、隣りの住居番号から推測してかってに番号を使うことはまちがいのもとになりますし、アパートやビルなどは入居するひとの「住民登録」や「登記」などの手続きに、新しい住居番号が必要になります。

建物を新・増・改築をするときには「建築確認申請書」とは別に「建物その他の工作物新築届」を住居表示課へ提出してください。提出に必要な用紙は住居表示課に連絡してもらえば郵送します。

くわしいことは住居表示課へ。

お使いは風呂敷もってカゴもって
―ごみ減量・資源節約―